

令和 3 年 第 9 回

柳川市農業委員会総会議事録

令和 3 年 8 月 10 日

柳川市農業委員会

第 9 回 柳 川 市 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

日 時 令和 3 年 8 月 10 日 午後 2 時 00 分～午後 2 時 46 分

場 所 大和庁舎 大会議室

出 欠 者 農業委員出席者 16名 欠席者 3名

議 題 議案第44号

1. 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第45号

1. 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議案第46号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第47号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第48号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

議案第49号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

報 告

1. 農地法第18条第 6 項の規定による通知について

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

その他

出席委員（16名）

1番 山 田 善 治
4番 吉 丸 隆 吉
6番 梶 島 練 二
9番 藤 木 邦 彦
11番 松 藤 政 義
13番 松 藤 和 彦
16番 園 田 清 美
18番 鐘ヶ江 ゆき子

3番 亀 崎 忠 治
5番 古 賀 勝 次
8番 三小田 由 勝
10番 田 中 満 義
12番 松 藤 一 利
15番 河 口 隆 光
17番 阿志賀 一 喜
19番 松 藤 正 之

欠席委員（3名）

2番 高 田 一 利
14番 島 添 茂 樹

7番 大 淵 秀 樹

推進委員

出席委員（15名）

藤 吉 利 広
亀 崎 壽 満
梅 崎 直 祝
櫻 木 利 和
高 口 勇 晴
松 藤 稔
原 壽 利
吉 開 健

藤 木 二三男
梶 島 一 晴
野 口 秀 一
米 田 秀 俊
平 川 貴 大
浦 幸之助
三 浦 榮 一

欠席委員（4名）

龍 繁 樹
鶴 田 信 行

古 賀 宏 義
江 口 克 子

本会議に出席した事務局職員

事務局長 乗 富 和 也

事務局次長 岡 本 斉 直

事務局職員 田 中 道 博

本会議に出席した市役所職員

農政課長 木 下 隆

農政課補佐 木 原 隆 文

農政課農振係 中 園 歩 嵩

午後2時 開会

○事務局長（乗富和也君）

それでは、定刻になりましたので、第9回総会を始めさせていただきます。

起立、礼。着席ください。

柳川市農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、松藤会長、よろしく願いいたします。

○議長（松藤正之君）

皆さんこんにちは。第9回柳川市農業委員会総会に御出席いただきましてありがとうございます。心配しておりました台風9号ですけれども、当初の予想からいきますと、福岡県とか熊本県、そこら辺に上陸するようなコースになっておりましたけれども、大きな影響もなく一安心しているところでございます。

コロナにつきましては、感染力の強いデルタ株によって、主要都市でも広がっていますけれども、全国的に感染者数が広がっている状況であります。

柳川市を見ても、7月下旬から今までを見ても、毎日何名かずつ新規感染者が出ています。御参加のここにおられる皆さんたちは、ワクチンの接種は多分終わられていると思いますけれども、今まで同様、感染には十分予防していただくようお願いしたいと思います。

また、連日35度という暑い日が続いております。体調管理には十分に気をつけられて生活をしていただければというふうに願っているところでございます。

それでは、本日の出席委員、農業委員16名、定足数であります。また、15名の推進委員の方にも御出席いただいております。よって、ただいまから令和3年第9回柳川市農業委員会総会を開会いたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

皆さんこんにちは。座りまして、議案を朗読させていただきます。

議案書の表紙を御覧ください。

令和3年

第9回柳川市農業委員会総会議案

議案第44号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第46号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

議案第47号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

議案第48号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

議案第49号

1. 農業の振興に関する計画書の変更について

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について
2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

その他

令和3年8月10日提出

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

以上です。

○議長（松藤正之君）

今回提案しております案件は、議案第44号から議案第49号までの6件と報告2件であります。

本日の議事録署名委員に、5番古賀勝次委員、13番松藤和彦委員を指名いたします。

早速、議案の審議に入ります。

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の2ページを御覧ください。

議案第44号

1. 農地法第3条の規定による許可申請について

下記農地を双方合意の上、所有権（賃借権）を移転（設定）したく農地法第3条の規定による許可申請があったので、承認方法施行令第1条の規定に基づき付議する。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,467平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,474平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積2,145平米、外4筆、合計6,530平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積482平米、小作。譲受人、〇〇。譲渡人、〇〇。

3ページを御覧ください。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積972平米、外2筆、合計1,935平米、自作。譲受人、〇〇。譲渡人、相続財産管理人〇〇。

○事務局次長（岡本斉直君）

それでは、第3条について補足説明を行います。

申請番号1番は、経営縮小をする〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへ所有権移転、売買を行うための申請です。

代金は、一筆で〇〇円。

申請番号2番は、離農する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、一筆で〇〇円。

申請番号3番は、離農する〇〇さんから、経営拡大をしようとする〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は全部で〇〇円。

申請番号4番は、弟である〇〇さんが、兄の〇〇さんへ所有権移転・贈与を行うための申請です。

3 ページです。

申請番号 5 番は、離農する〇〇から、経営拡大をしようとする〇〇さんへの所有権移転・売買を行うための申請です。

代金は、全部で〇〇円。

この売買は、会議冒頭に局長が説明しました和解の仲介の案件で、7月27日において和解が成立したため、売買に至るものです。

以上、申請番号 1 番から 5 番は、議案書にありますとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号の「許可をすることができない要件」には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第 44 号について、御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

全員賛成であります。よって、議案第 44 号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第 45 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の 4 ページを御覧ください。

議案第45号

1. 農地法第5条の規定による許可申請について

下記農地を農地以外の目的に供するため、所有権（賃借権）の移転（設定）したく、農地法第5条の規定による許可申請があったので、承認方同条第3項の規定により付議する。

こちらにつきましては、別紙の申請箇所図と一緒に御覧ください。

申請番号1番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積2,119平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、資材置場。

申請番号2番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・畑、面積138平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、駐車場。

申請番号3番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積167平米、外2筆。合計703平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅・倉庫。

申請番号4番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積3,055平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、土木機械・資材置場及び駐車場。

申請番号5番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積600平米。仮換地後1区画240.85平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、一般住宅。こちらにつきましては、土地区画整理事業区域内となっています。

続きまして、議案書の5ページを御覧ください。

申請番号6番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,577平米。仮換地後、4区画61,950平米、外8区画。従前地合計7,837平米、仮換地後合計3,417.52平米。申請人、〇〇。相手方、〇〇。転用目的、宅地分譲、こちらにつきましても、土地区画整理事業区域内となっています。

○事務局次長（岡本齊直君）

それでは、第5条について補足説明を行います。

申請番号1番は、譲受人、〇〇さんが申請地に建設業の資材置場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号2番は、譲受人、〇〇さんが申請地に一般住宅の駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号3番は、譲受人、〇〇さんが、申請地に一般住宅及び住宅用の倉庫を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は3筆合計で〇〇円。

申請番号4番は、譲受人、〇〇さんが、申請地に土木機械、資材置場及び駐車場を建設するための申請です。

契約の種類は売買。代金は1筆で〇〇円。

申請番号5番は、譲受人、〇〇さんが、申請地に一般住宅を建設するための申請です。現在施行中の区画整理区域内で、登記上、農地のままの所有権移転となりますので、5条の申請となっております。

契約の種類は売買。代金は、1筆で〇〇円。

5ページを御覧ください。

申請番号6番は、譲受人、〇〇さんが宅地分譲を行うための申請です。

こちらも区画整理区域内となっております、登記上、農地のままの所有権移転となりますので、5条の申請となっております。

契約の種類は売買、代金は9筆合計で〇〇円。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明します。

申請番号1番、4番、5番及び6番の農地区分は、用途地域内の第1種住居地域であり、第3種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

申請番号2番及び3番の農地区分は、おおむね10ヘクタール未満の一団の農地で、第2種農地と判断します。よって、転用目的は問題ないと考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに説明が終わりました。

議案第45号について、御意見、御質問はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決いたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

全員賛成であります。よって、議案第45号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第46号 農地移動適正化あっせん委員の指名についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の6ページを御覧ください。

議案第46号

1. 農地移動適正化あっせん委員の指名について

下記農地の所有権を移転したく柳川市農地移動適正化あっせん事業実施要領の規定によりあっせん申出書を受理したので、あっせん委員の指名方付議する。

受理番号1番、農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積4,094平米。申出人、〇〇。
理由、令和3年7月5日申出、経営縮小のため。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

本案の申請番号1番は昭代地区でありますので、同地区の委員にお願いしたいと思いますが、御意見、御質問ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。議案第46号の申請番号1番は、推進委員の椛島一晴委員、梅崎直祝委員、古賀宏義委員を指名することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案のあっせん委員に、先ほどの3名を指名することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第46号については、先ほどの3名の委員を指名することに決定いたしました。

議案第47号 柳川市農用地利用集積計画について、所有権の移転及び農地中間管理事業を議題といたします。

事務局より議案の朗読をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第47号

1. 柳川市農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により柳川市農用地利用集積計画を樹立したく柳川市長より決定を求められたので付議する。

こちらにつきましては、別紙の農用地利用集積事業公告概要表の所有権移転関係を御覧ください。A4サイズ2枚つづりのものになっております。

農用地利用集積事業公告概要表。

公告年月日、令和3年8月11日

1. 所有権移転関係。

利用権の種類、所有権移転。地目別・田。農用地の利用内容、水田として。面積48,791平米。筆数32筆。売手12名、買手9名。

続きまして、2枚目の各筆明細を御覧ください。

各筆明細。

所有権を移転する土地、所在地、〇〇、地番〇〇。現況・田。面積2,456平米。所有権を移転する者（売り手）、氏名、公益財団法人福岡県農業振興推進機構。権利の種類、所有権。農用地の利用内容、水田として。所有権の移転時期、対価の支払時期、引渡の時期、いずれも令和3年8月25日。対価〇〇円。対価の支払方法、福岡県信用農業協同組合連合会本所普通口座。所有権の移転を受ける者（買い手）、住所、〇〇。氏名、〇〇となっております。

続きまして、A4サイズ2枚、A3サイズ36枚つづりの農用地利用集積事業公告概要表の農地中間管理事業を御覧ください。

農用地利用集積事業公告概要表。公告年月日、令和3年8月11日。

1. 利用権設定関係（農地中間管理事業）、こちらにつきましては、合計部分のみを朗読いたしますので、A4サイズ2枚目のNo.4分の4ページの合計欄を御覧ください。

合計、存続期間。

利用権の種類、賃借権、通年期間借地、通年、地目・田、対象作物、水稻、麦、大豆、面積435,530.36平米、筆数2,339筆、関係農家数、貸し手735戸、借り手1戸、賃借料10アール当たり〇〇円、最低〇〇円。

利用権の種類、賃借権、通年期間借地、通年、地目・畑、対象作物、水稻、麦、大豆、面積2,547平米、筆数25筆、関係農家数、貸し手24戸、借り手1戸、賃借料10アール当たり最高〇〇円、最低〇〇円。

利用権の種類、使用対象、通年期間借地、通年、地目・田、対象作物、水稻、麦、大豆、面積賃酌量しゃく4,907平米、必要数2筆、関係農家数、貸し手1戸、借り手1戸。

存続期間の始期につきましては、令和3年11月1日からとなっております。

合計面積4,357,984.36平米、合計筆数2,366筆、合計貸し手760戸、合計借り手1戸となっております。

詳細につきましては、別紙のA3サイズ、各筆明細で御確認ください。

以上、今回付議されました農用地利用集積事業計画につきましては、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読が終わりました。

議案第47号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第47号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

議案第48号 柳川市農業振興地域整備計画の変更について及び議案第49号 農業の振興に関する計画書の変更についてを議題といたします。

事務局より議案の朗読並びに農政課より説明をお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

議案第48号

1. 柳川市農業振興地域整備計画の変更について

農業振興地域の整備に関する法律第13条第1項の規定に基づき、柳川市農業振興地域整備計画を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より同法施行規則第3条の2の規定に基づき意見を求められたので付議する。

続きまして、

議案第49号

1. 農業の振興に書く計画書の変更について

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第1項第27号の規定に基づき

「農業の振興に関する計画書」を別紙のとおり変更したい旨、柳川市長より意見を求められたので、付議します。

こちらにつきましては、農政課より説明をお願いします。

○農政課長（木下 隆君）

皆さんこんにちは、農政課の木下と申します。よろしく申し上げます。

委員の皆様には日頃から大変お世話をおかけしております。

本日御意見を伺います農業振興地域整備計画については、農業振興を行う上で根幹をなすとても重要な計画でございます。しかしながら、諸般の事情でやむなく農用地の除外や用途区分の変更の申請がっております。

整備計画の変更については、今回は令和3年度第1回分として除外5件、用途区分の変更2件、編入1件の計8件の協議をお願いするものでございます。

本日御意見をお伺いする現地につきましては、地元農業委員さんに御足労いただきまして確認を行っていただいていることを申し添えさせていただきます。

この後、詳細の説明を担当より行いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○農政課農振係（中園歩嵩君）

皆さんこんにちは。農政課農振担当の中園と申します。よろしく申し上げます。

5月15日から6月14日までに除外5件、用途区分変更2件、編入1件の計画変更の申出がっておりますので、お手元の資料に添って説明いたします。座って説明させていただきます。

まず、1番から5番までの除外についてですが、除外の基本的な要件としては、必要性、規模の妥当性が認められること。周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと。土地改良施設の機能に影響がないこと。土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

必要性、規模の妥当性については、配置図を御参照いただければと思います。

周辺農地の営農、利用集積への影響については、位置図及び農振図より、農地の真ん中等ではなく、宅地等既存の除外地に接続していることを御確認いただければと思います。

パイプライン等の土地改良施設への影響については、関係土地改良区に照会しているところ です。

申請地にパイプラインが通っている場合は、移設もしくは機能に支障が出ない施工をしてもらうことになっています。

土地改良事業についてですが、面整備は、ほとんど8年以上が経過しております。

国営水路のような国営施設機能保全事業は、まだ8年経過しておりませんが、27号計画により、農家世帯からの雇用と導水路などの土地改良施設の維持保全活動をしていただくことになっております。

6番、7番の用途区分の変更は、農用地区域のまま、農業用倉庫等、農業に直接関係する施設を建設する軽微な変更です。

場所については、除外のように、既存の除外地と隣接しておりませんが、土地改良施設については、除外と同様に意見照会をしております。

8番の編入は、農用地区域外の農地を農用地区域に編入するもので、特に要件などはありません。

それでは、1番から説明していきます。

申請番号1番、所有者、〇〇さん、外2名。申請地番、〇〇、外3筆。面積8,631平米。計画変更の内容、事務所・工場・倉庫・駐車場。転用者、〇〇。図面等については、1ページから3ページとなっております。

申請番号2番、所有者、〇〇さん、外3名。申請地番、〇〇、外5筆。面積6,708平米。計画変更の内容、倉庫。転用者、〇〇。図面等については、4ページから6ページとなります。

申請番号3番、所有者、〇〇さん。申請地番、〇〇、外1筆。面積180平米。計画変更の内容、農業用倉庫・作業場・駐車場。転用者、〇〇さん。図面等については、7ページから9ページとなります。

申請番号4番、所有者、〇〇さん。申請地番、〇〇外1筆。面積1,536.82平米。計画変更の内容、飲食店・住宅・駐車場。転用者、〇〇さん。図面等については、10ページから12ページとなります。

申請番号5番、所有者、〇〇さん。申請地番、〇〇。面積3,749平米のうち2,990平米。計画変更の内容、自動車整備工場・事務所・駐車場。転用者、〇〇。図面等については、13ページから15ページとなります。

申請番号6番、所有者、〇〇さん。申請地番〇〇。面積2,225平米のうち900平米。計画変

更の内容、農業用倉庫。転用者、〇〇さん。図面等については、16ページから18ページとなります。

申請番号7番、所有者、〇〇さん。申請地番〇〇。面積1,327平米のうち144平米。計画変更の内容、農業用倉庫。図面等については、19ページから21ページとなります。

申請番号8番、所有者、〇〇さん。申請番号〇〇。面積630平米。計画変更の内容、編入。図面等については、22ページから23ページとなります。

なお、申請地を地元委員さんに現地を確認していただき、意見を伺っていることを申し添えます。

以上で説明を終わります。

○議長（松藤正之君）

事務局より議案の朗読並びに農政課より議案の説明が終わりました。

議案第48号並びに議案第49号について御意見、御質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

ないようでございますので、お諮りいたします。御意見、御質問なしと認め、採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松藤正之君）

御異議なしと認め、採決をいたします。

本案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（松藤正之君）

賛成全員であります。よって、議案第48号及び議案第49号については、提案どおり承認することに決定いたしました。

最後に報告に移ります。

事務局よりお願いいたします。

○事務局（田中道博君）

総会議案書の9ページを御覧ください。

報 告

1. 農地法第18条第6項の規定による通知について

下記農地について農地法第18条第6項の規定による通知書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年7月1日。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積1,605平米、外3筆、合計8,062平米。賃貸人、〇〇。賃借人、〇〇、外3件です。

続きまして、議案書の10ページを御覧ください。

報 告

2. 農地の使用貸借権設定解約届出書について

下記農地について使用貸借権の設定解約届出書を受理したので報告する。

受理番号1番、受理月日、令和3年7月9日。農地の所在、〇〇、地番〇〇、地目・田、面積2,822平米。使用貸人、〇〇。使用借人、相続人代表〇〇。

報告は以上です。

○議長（松藤正之君）

以上で議案及び報告を全て終了いたしました。

続きまして、連絡事項について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局長（乗富和也君）

それでは、3点ほど連絡事項がございます。

まず、1点目の本日あっせんの申出がありました分の資料については、パトロール会議が終了した後に資料のほうを推進委員さんにお渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それから、2点目です。次回9月の総会日程でございますが、9月総会を9月10日、金曜日午後2時から開催したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それから、3点目は、これは該当する委員さんにのみお配りしておりますけれども、新たに委員になられた方の研修が福岡県農業会議主催で予定されておりますので、ちょっとその分の説明をさせていただきます。

○事務局（田中道博君）

それでは、私から説明させていただきます。

新任の農業委員さんと推進委員さんの1枚物の出欠表があると思いますので、こちらは8月27日、金曜日に「新任の農業委員さん、推進委員さんの研修会の開催について」ということで御案内が来ています。市のマイクロバスを借用して行く予定となっておりますので、出欠の回答は本日から明日までに私まで報告のほうをお願いいたします。

以上です。

○事務局長（乗富和也君）

その後、ちょっと改めて、一応今月8月27日に福岡市の国際会議場で予定されております。

なお、こういったコロナ禍の状態ですら緊急事態宣言の要請も福岡県が行われております関係から、ひょっとしたら中止になる可能性もあるかもしれません。

ただ、今のところは開催されるという前提で新委員さんの御都合、出欠のほうを把握させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

連絡事項については以上でございます。

○議長（松藤正之君）

これをもちまして、令和3年第9回柳川市農業委員会総会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

午後2時46分 閉会

柳川市農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年8月10日

柳川市農業委員会会長 松 藤 正 之

会議録署名委員 古 賀 勝 次

〃 松 藤 和 彦